

みなと みた

2018 **6**
No.128

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2～11

平成 30 年度全国安全週間実施要綱(抜粋)／平成 30 年度東京労働局行政運営方針／第 13 次東京労働局労働災害防止計画／平成 29 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表／三田労働基準監督署管内の労働災害の推移／労働保険の年度更新(労働保険料の申告・納付)について 東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 12～13

最近の雇用失業情勢／雇用保険の届出を電子申請で、楽に、効率化!!

協会だより ● 14～16

平成 30 年度「定期総会」開催される／平成 29 年度正味財産増減計算書(抄)／平成 30 年度収支予算書(抄)／三田労働基準協会 役員名簿／新入会員のご紹介／第 15 回東京産業安全衛生大会／ダイバーシティ・女性活躍推進新任担当者セミナー



最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

平成30年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成29年の労働災害については、死亡災害が3年ぶり、休業4日以上死傷災害が2年連続で、前年を上回る見込みである。

また、第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成30年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災**

2 期 間

平成30年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成30年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

平成30年度東京労働局行政運営方針

—誰もが安心して生き活きと働けるTOKYOへ—

東京労働局は、「平成30年度行政運営方針」を策定しました。

「誰もが安心して生き活きと働けるTOKYOへ」をスローガンとし、新たに3つのチャレンジを掲げ、地域のニーズを踏まえた効果的・効率的な行政運営に職員一丸となって取り組んでまいります。

●スローガン

誰もが安心して生き活きと働ける TOKYO へ

●3つのチャレンジ

①働き方改革の実現に向けた取組加速

②人手不足解消に向けた人材確保の一層の推進

③オリンピック・パラリンピックへ向けた労働安全衛生の確保

労働基準担当部署における重点対策

(1) 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

ア 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

(ア) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理及び健康管理に関する窓口指導、監督指導等を徹底する。

オリンピック・パラリンピックを踏まえてインフラ工事等が大幅に増加することが想定される建設業において、長時間労働が懸念されていることに鑑み、労働時間の遵守状況等について監督指導で確認し、長時間労働の抑制について強力に指導する。

過重労働等の撲滅に向けた対策推進のため、過重労働撲滅特別対策班（通称「かとか」）による、重大又は悪質な過労死発生事案等の過重労働事案に対する司法処分への取組を強化する。

さらに、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、長時間労働の抑制等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う。

(イ) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインの周知・徹底

リーフレット等を活用し、あらゆる機会を通じて「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知する。

(ウ) 過労死等防止対策の推進

過労死等の防止のための対策については、過労死等防止対策推進法に基づき定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に沿って、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進する。

イ 一般労働条件の確保・改善対策の推進

(ア) 法定労働条件の履行確保

労働条件の書面による明示の徹底及び就業規則の作成・届出、記載内容の適正化や労働者に対する周知など、基本的な労働条件の枠組み及びこれらに関する管理体制を適正に確立させ、定着を図るための対策を推進する。

(イ) 賃金不払残業の防止

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の遵守を重点とした監督指導等を実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進する。

ウ 特定分野における労働条件確保の推進

外国人労働者、技能実習生、自動車運転者、障害者、介護労働者、派遣労働者、医療機関の労働者について、関係機関と連携の下、就労の特性や問題点に応じた指導、法令、基準の周知を図る。また、パートタイム労働者等の非正規労働者については、労働条件の明示、年次有給休暇の付与、就業規則の作成等に問題が認められることから、法定労働条件の確保を図るとともに、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」等の周知を行う。

エ 申告・相談等への対応

労働局及び監督署の相談窓口においては、申告・相談者が置かれた状況に意を払い、迅速かつ懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇などの申告事案については、優先的に監督指導などを実施する。

オ 司法処分等の取組強化

長時間労働や賃金不払など労働基準関係法令違反が認められるもの、また、死亡災害・後遺障害など重大悪質な事案に対しては、司法処分を含めて厳正に対処する。

カ 働き方改革の推進に向けた労働時間改善指導・援助チームの編成

働き方改革を推進し、事業場における法定労働条件の確保・改善を図っていくため、平成30年4月1日から、東京労働局管内の全18監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」を編成する。

(2) 最低賃金制度等の適切な運営

東京における経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、東京都の最低賃金の改正を行うため、東京地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。

改正された最低賃金額については、その決定後に、集中的に周知に取り組み、各種団体等の協力も得ながら、ポスター、リーフレットを広く配布し、効果的な周知を行う。

(3) 第13次労働災害防止計画に基づく労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

ア 建設業における労働災害防止対策

建設業の死亡災害は、全死亡災害の47.2%を占め、このうち墜落・転落によるものが48.0%を

占めていることから、墜落・転落災害防止対策を最重点に取り組む。

イ 第三次産業における労働災害防止対策

第三次産業の死傷災害は、全死傷災害の60.8%を占め、その割合が年々増加傾向にあることから、第三次産業の中で死傷災害発生件数が多い、小売業、飲食店、社会福祉施設及びビルメンテナンス業の労働災害防止対策を重点的に取り組む。

ウ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

陸上貨物運送事業における死傷災害は全死傷災害の10.9%を占め、このうち荷役作業中の災害が75%を占めていることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組が徹底されるよう指導を行う。

エ 転倒災害防止対策

転倒災害は、死傷災害全体の23.9%を占め、その割合が増加傾向にあることから、2月及び6月を重点取組期間として、「STOP!転倒災害プロジェクト」の周知、指導を行う。

オ 交通労働災害防止対策

交通労働災害は、死亡災害全体の17.0%を占めていることを踏まえ、引き続き「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の周知、指導を行う。

カ メンタルヘルス対策

(ア) 「『過労死等ゼロ』緊急対策」を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

傘下事業場において精神障害に関する労災支給決定事案をおおむね3年程度の期間に2件以上発生させた企業については、企業本社事業場に対しメンタルヘルス対策の特別指導を実施する。

(イ) ストレスチェック指針に基づく取組の周知及び指導

ストレスチェック制度の実施の徹底を図るため、実施報告書の提出状況等から管内の実情を把握しつつ、労働者50人以上の事業場に対し重点的な指導等を行う。

ク 産業保健活動の活性化、健康づくり対策

労働者の健康管理対策の確実な実施について、「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づき、産業医への長時間労働者に係る情報の提供の義務化、健康診断実施後の有所見者に係る医師の意見聴取の充実等に関する改正労働安全衛生規則の周知徹底を図る。

(4) 労災補償の迅速・適正な処理等

ア 請求される方々の立場に立った適切かつ効率的な業務運営

労災補償制度が、労働災害等により被災した労働者やその遺族に対する迅速かつ公正な保護を行うことであることを十分に認識し、労災請求に係る相談等に対しては、手続方法や労災給付の範囲等について懇切丁寧な説明に努めるとともに、労災請求後の処理状況について適宜情報提供を行うなど懇切丁寧に対応する。

イ 石綿関連疾患の請求事案に係る迅速・適正な処理及び石綿救済制度等に係る周知徹底

石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求については、最終石綿ばく露事業場等についての的確な調査を実施した上で、認定基準に基づき迅速・適正な補償・救済を行う。

第13次東京労働局労働災害防止計画 ～ Safe Work TOKYO ～

「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



第13次防ロゴマーク

基本目標

- 死亡災害**：2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害**：増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

小目標

- (上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)
- ・ **建設業**における死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
 - ・ **製造業**については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
 - ・ **陸上貨物運送事業**の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・ **第三次産業**
小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
 - ・ **メンタルヘルス対策** ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
 - ・ **腰痛対策** 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・ **熱中症対策** 計画期間中に死亡災害を発生させない。

基本的考え方

東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方

- **2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策**
⇒ 局署、受注元方事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。
- **本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大**
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- **「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進**
⇒ “Safe Work TOKYO”を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

平成29年度「過重労働解消キャンペーン」の 重点監督の実施結果を公表

東京労働局では、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめ、公表しました。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる548事業場に対して集中的に実施したものです。

その結果、414事業場（全体の75.5%）で労働基準関係法令違反を確認し、そのうち242事業場（44.2%）で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

東京労働局では今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うこととしています。

【重点監督結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場：548事業場

このうち、414事業場（全体の75.5%）で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

①違法な時間外労働があったもの：242事業場（44.2%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの：124事業場（51.2%）

うち、月100時間を超えるもの：77事業場（31.8%）

うち、月150時間を超えるもの：11事業場（4.5%）

うち、月200時間を超えるもの：1事業場（0.4%）

②賃金不払残業があったもの：60事業場（10.9%）

③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：65事業場（11.9%）

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：363事業場（66.2%）

うち、時間外・休日労働を月80時間※以内に削減するよう指導したもの：175事業場（48.2%）

②労働時間の把握が不適正なため指導したもの：152事業場（27.7%）

※脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

平成29年度過重労働解消キャンペーンにおける 重点監督実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○重点監督実施状況

平成29年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、548事業場に対し重点監督を実施し、414事業場（全体の75.5%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが242事業場、賃金不払残業があったものが60事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが65事業場であった。

表1 重点監督実施事業場数

業 種 \ 事 項		重点監督 実施事業場数 (注 1)	労働基準関係 法令違反があった 事業場数 (注 2)	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注 3)	賃金不払残業 (注 4)	健康障害防止措置 (注 5)
合 計		548 (100.0%)	414 (75.5%)	242 (44.2%)	60 (10.9%)	65 (11.9%)
主 な 業 種	製 造 業	45 (8.2%)	36 (80.0%)	23	4	7
	建 設 業	47 (8.6%)	30 (63.8%)	18	3	3
	運 輸 交 通 業	51 (9.3%)	42 (82.4%)	33	6	4
	商 業	107 (19.5%)	86 (80.4%)	48	13	11
	教 育・ 研 究 業	49 (8.9%)	42 (85.7%)	22	3	8
	接 客 娛 楽 業	37 (6.8%)	31 (83.8%)	20	6	10
	その他の事業(注 6)	152 (27.7%)	103 (67.8%)	57	15	16

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の重点監督実施事業場数

合 計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
548 (100.0%)	102 (18.6%)	185 (33.8%)	86 (15.7%)	60 (10.9%)	70 (12.8%)	45 (8.2%)

表3 企業規模別の重点監督実施事業場数

合 計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
548 (100.0%)	49 (8.9%)	89 (16.2%)	61 (11.1%)	59 (10.8%)	90 (16.4%)	200 (36.5%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、363事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項 (注1)					
	面接指導等の 実施 (注2)	長時間労働に よる健康障害 防止対策に 係る調査審議の 実施 (注3)	月45時間以内 への削減 (注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が 実施できる 仕組みの整備等 (注5)	ストレスチェック 制度を含む メンタルヘルス 対策に係る 調査審議の実施
363	36	64	185	175	13	14

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2) 1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

(注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に係る指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、152事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）（※）に適合するよう指導した。

表5 重点監督における労働時間の適正な把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録 （4(1)）（注2）	自己申告制による場合			管理者の責務 （4(6)） （注2）	労使協議組織の活用（4(7)） （注2）
		自己申告制の説明（4(3)ア・イ） （注2）	実態調査の実施（4(3)ウ・エ） （注2）	適正な申告の阻害要因の排除（4(3)オ）（注2）		
152	48	8	104	7	1	0

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2）各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった242事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、124事業場で1か月80時間を、うち77事業場で1か月100時間を、うち11事業場で1か月150時間を、うち1事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超
118	47	66	10	1

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、46事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、142事業場でタイムカードを基礎に確認し、114事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、269事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を確認し記録していた。

表7 重点監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）			自己申告制 （注2）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを基礎 （注2）	
46	142	114	269

（注1）労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数の計上している。

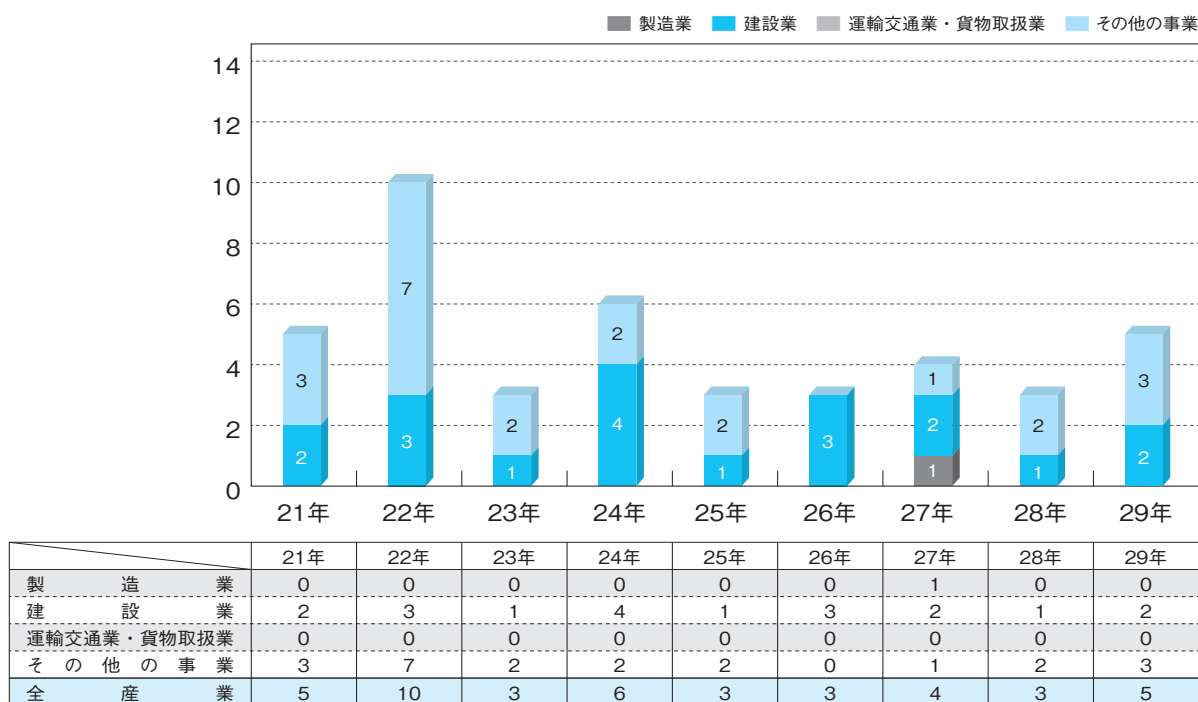
【参考】前年同期における監督指導結果

事 項		実施年月	
		平成29年11月	平成28年11月
監督指導の 実施事業場	監督実施事業場	548	482
	うち、労働基準法などの法令違反あり	414 (75.5%)	372 (77.2%)
主な違反内容	1 違法な時間外・休日労働があったもの	242 (44.2%)	210 (43.6%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が		
	1 1か月当たり80時間を超えるもの	124 (22.6%)	91 (18.9%)
	2 1か月当たり100時間を超えるもの	77 (14.1%)	18 (3.7%)
	3 1か月当たり150時間を超えるもの	11 (2.0%)	3 (0.6%)
	4 1か月当たり200時間を超えるもの	1 (0.2%)	—
	2 賃金不払残業があったもの	60 (10.9%)	50 (10.4%)
主な健康障害 防止に関する 指導の状況	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	65 (11.9%)	72 (14.9%)
	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分ため改善を指導したもの	363 (66.2%)	357 (74.1%)
	うち、時間外労働を80時間以内に削減するよう指導したもの	175 (31.9%)	226 (46.9%)
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	152 (27.7%)	98 (20.3%)

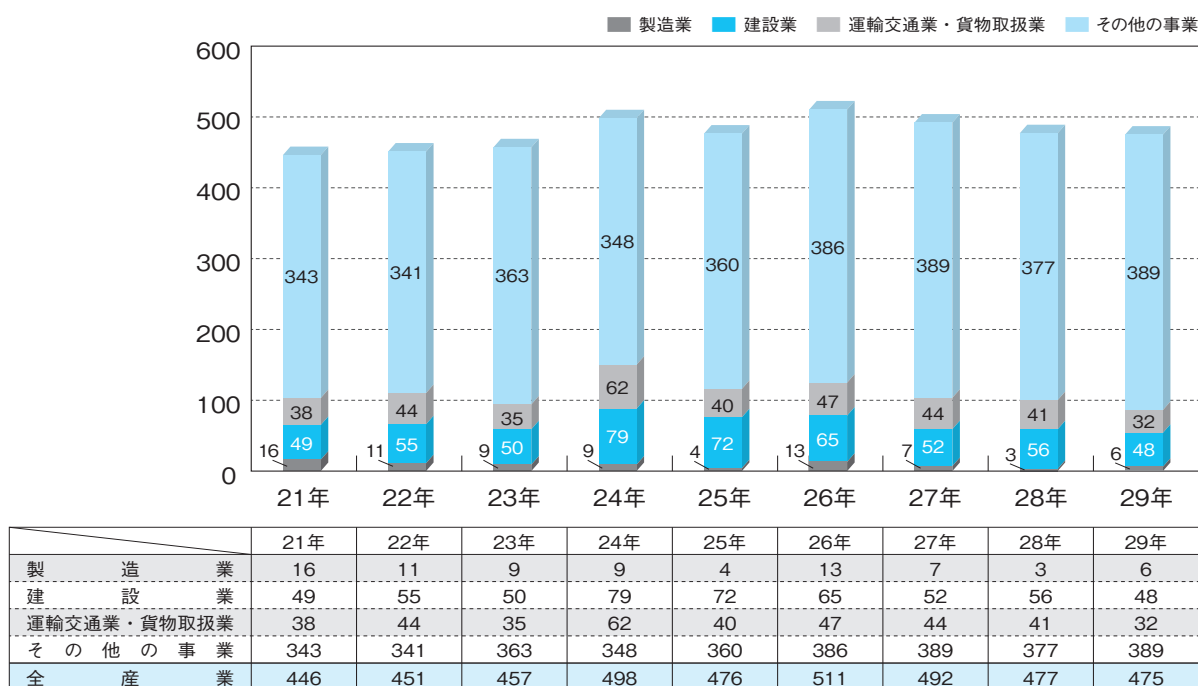
三田労働基準監督署管内の労働災害の推移

(労働者死傷病報告等による)

1 死亡災害の推移



2 休業災害の推移 (死亡+休業4日以上)



◆労働保険の年度更新（労働保険料の申告・納付）について◆

1. 労働保険の年度更新の時期について

年度更新手続きは6月1日(金)から7月10日(火)までをお願いします。

2. 年度更新申告書の正確な記入のために

- (1) コールセンターが開設されておりますので、ご不明な点の相談にご活用ください。

開設期間 平成30年7月12日(木)までの
平日9時～17時

電話番号 0120-700-244

携帯電話からでもご利用になれます(無料)。

- (2) 記入に当たっては、送付された冊子「平成30年度 労働保険 年度更新申告書の書き方」及び、厚生労働省年度更新ホームページを併せてご覧ください。

- (3) 労災保険率は改定があります。平成29年度確定と平成30年度概算で異なっている場合があります。申告書の記載をご確認ください。

雇用保険率には変更がありません。

- (4) 次の間違いやすい事例について、上記の冊子等でご確認ください。

ア 雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者の加入が漏れている。

(加入要件) 1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ31日以上雇用見込みがある労働者。

イ 労働者の賃金の一部が算入から漏れている。

(例) 通勤手当、賞与、昇給差額等

ウ 労働保険の対象とならない役員の報酬等を誤って算入している。

(例) 出張旅費(実費弁償のもの)

エ 労働保険の対象とならない労働者の賃金が誤って算入されている。

(例) 高年齢(雇用保険料)免除対象者、同居の親族、出向元・出向先での取扱いの違い

3. 申告書の提出及び労働保険料の納付について

申告書の提出及び労働保険料の納付は、なるべく最寄りの金融機関または電子申請・電子納付をご利用ください(金融機関で申告・納付される場合は、

申告書と納付書を切り離さないでください)。

※労働保険の電子申請・電子納付

労働保険適用徴収関係の手続きはインターネットにより事業場や自宅のパソコンから行うことができます。

詳細は電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp/>)へアクセス願います。

なお、6月1日(金)から7月10日(火)まで(土・日は除く)の午前9時から午後4時30分までの間、東京労働局の「申告書受理・相談コーナー」において電子申請体験コーナーを併設しております。

- (1) 労働保険番号の所掌が「1」の申告書(赤色と黒色)

この申告書は、労災保険料と雇用保険料を併せて申告・納付いただくものか、労災保険料のみを申告・納付いただくものです。

申告・納付を併せて行う場合には、金融機関へお持ちください。

申告・納付を別々に行う場合には、申告書は労基署又は労働局へ、納付は金融機関へお願いします。

- (2) 労働保険番号の所掌が「3」の申告書(赤色と藤色)

この申告書は、雇用保険料を申告・納付いただくものです。

申告・納付を併せて行う場合には、金融機関へお持ちください。

申告・納付を別々に行う場合には、申告書は労働局へ、納付は金融機関へお願いします。

4. 相談コーナーについて

申告書受理・相談コーナーを下記により設置しますので、ご利用ください。

日時: 6月21日(木)～7月10日(火)

(土・日は除く)

午前9時30分～午後4時30分

会場: 三田労働基準監督署1階会議室

港区芝5-35-2 安全衛生総合会館

〈お問合せ先〉

三田労働基準監督署 労災課 03(3452)5472

最近の雇用失業情勢

○平成30年4月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）2.5%であり、前月と同水準。※約25年ぶりの低い水準。

☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より1万人減少し、172万人。（原数値は180万人で、前年同月差17万人減少）

☆就業者数（季節調整値）は、前月より1万人減少し、6,693万人。

☆雇用者数（季節調整値）は、前月より26万人増加し、5,959万人。

☆雇用者数（原数値）を主要産業別にみると、前年同月比で「運輸業、郵便業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援」で減少している。

☆平成30年4月の有効求人倍率（季節調整値）は1.59倍であり、前月と同水準。

☆平成30年4月の新規求人倍率（季節調整値）は2.37倍であり、前月より0.04ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（平成30年5月）「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」（※景気の総括判断は維持。）

「雇用情勢は、着実に改善している。先行きについては、着実に改善していくことが期待される。」（※雇用情勢判断は維持。）

項 目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
27年度	1.86	2.93	14.88	1.23	1.81	8.06	11,899	15,854
28年度	2.08	3.24	16.16	1.39	2.04	8.70	10,916	14,880
29年度	2.29	3.34	15.27	1.54	2.09	8.36	10,441	14,015
30年4月	2.37	3.30	9.71	1.59	2.09	7.34	10,904	14,491

注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。

2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。

3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況（平成30年4月）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数（原数値）は362,602人（前年同月比3.0%減）で、4か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数（原数値）は118,742人（前年同月比1.3%減）で、4か月連続で前年同月を下回った。

一方、有効求職者数（原数値）は181,504人（前年同月比4.5%減）で、92か月連続で前年同月を下回った。また、新規求職者数（原数値）は47,843人（前年同月比3.7%減）で、8か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は10,904件で、前年同月より7.3%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は6,190件（前年同月比7.9%減）、パートは4,714件（前年同月比6.6%減）となった。

東京の企業倒産状況（㈱東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数120件（前年同月比30.2%減）。業種別件数では、卸売業（24件）、サービス業（20件）、小売業（16件）の順となった。

（季節調整値は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官



マイナンバーの取扱いも電子申請で安全安心！

雇用保険の届出を 電子申請で、楽に、効率化!!

雇用保険関係の届出に電子申請を利用すれば、オフィスのデスクに座ったままですべての手続きが完了します。

電子申請のメリット

- 24時間365日いつでも可能
- 手書き申請より楽で効率的
- コスト(郵送費・交通費など)を減らしお得に申請。

電子申請イメージ



審査処理日数 (東京労働局雇用保険電子申請事務センター、平成29年8月取扱い分)

雇用保険被保険者資格取得届：翌日 雇用保険被保険者離職票：当日※ 高年齢継続給付金：当日※
※原則、午前到達分

電子申請の説明の検索方法

電子申請の画面イメージ

電子申請 初めて使う方へ

検索

電子申請の準備 (パソコン・電子証明)

電子申請 利用準備

検索

e-GOVの便利な使い方(ℙ-ライズ)

電子申請 パーソナライズ

検索



<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。
厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

e-Gov お問い合わせフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>



平成30年度「定期総会」開催される

5月25日（金）午後4時から東京プリンスホテルプロビデンスホールにおいて、会員多数ご出席のもと平成30年度定期総会が開催されました。山内啓三郎会長の長時間労働による健康障害の防止・労働災害の減少等に向けて会員・地域の役に立つ協会運営を進めたいとの挨拶に続き、29年度財務諸表承認の件、理事及び監事選任の件が審議、承認されました。また、29年度事業報告・公益目的支出計画、30年度事業計画・収支予算書の報告がなされました（新役員名簿及び財務諸表（抄）は次頁のとおり）。ご来賓の三田労働基準監督署長野村みどり様から、今年度の行政運営方針のスローガンである「誰もが安心して生き活きと働けるTOKYOへ」の目標達成に向け、働く人の心と体の健康のため労働時間の適正な管理を進めることなどの取組についてのご説明と、行政推進に向け会員の皆様のご理解ご協力を頂きたいとご祝辞をいただき、総会は無事終了しました。

引き続き懇親会に移り、山内会長の挨拶の後、ご来賓の東京労働局長前田芳延様、港区長武井雅昭様、三田労働基準監督署長野村みどり様、品川公共職業安定所長佐藤秀雄様からご祝辞をいただきました。東京労働局田村三雄健康課長様、建設業労働災害防止協会東京支部港分会堂崎薫代表幹事様のご紹介の後、谷正文副会長のご発声で賑やかに乾杯が行われました。三田労働基準監督署から田村滋康副署長様、藤村以津子副署長様、國府田純一第1方面主任監督官様、大野武見第2方面主任監督官様、長利智隆安全衛生課長様、立山広恵労災第1課長様、近藤悟労災第2課長様、品川公共職業安定所から可児章管理部長様、宮本吉雄職業相談部長様、田中憲二雇用開発部長様にもご参加をいただき、名刺交換やなごやかな歓談で盛り上り、柴本守人副会長の三本締めで楽しくお開きとなりました。



総会全景



総会壇



懇親会全景



会長挨拶（総会）



前田局長様ご祝辞（懇親会）



野村署長様ご祝辞（懇親会）



武井区長様ご祝辞（懇親会）



佐藤所長様ご祝辞（懇親会）



谷副会長乾杯（懇親会）



柴本副会長絞め（懇親会）

写真撮影は東京シブサービス(株)の池田様にご協力いただきました。

平成29年度正味財産増減計算書《抄》

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収入	19,348,000	18,333,000	1,015,000
②事業収入	71,342,129	72,374,738	△1,032,609
③雑収入	552,967	559,339	△6,372
経常収益計	91,243,096	91,267,077	△23,981
(2) 経常費用			
①事業費	80,192,993	78,194,563	1,998,430
②管理費	4,128,207	4,421,759	△293,552
経常費用計	84,321,200	82,616,322	1,704,878
当期経常増減額	6,921,896	8,650,755	△1,728,859
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	5,263,300	7,252,600	△1,989,300
当期一般正味財産増減額	1,658,596	1,398,155	260,441
一般正味財産期首残高	238,108,818	236,710,663	1,398,155
一般正味財産期末残高	239,767,414	238,108,818	1,658,596
II 正味財産期末残高	239,767,414	238,108,818	1,658,596

平成30年度収支予算書《抄》

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度 予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収入	19,100,000	18,300,000	800,000
②事業収入	68,711,000	71,276,000	△2,565,000
③雑収入	1,862,100	531,100	1,331,000
経常収益計	89,673,100	90,107,100	△434,000
(2) 経常費用			
①事業費	80,428,000	81,405,000	△977,000
②管理費	4,357,000	4,674,000	△317,000
経常費用計	84,785,000	86,079,000	△1,294,000
当期経常増減額	4,888,100	4,028,100	860,000
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	5,653,000	5,847,000	△194,000
当期一般正味財産増減額	△764,900	△1,818,900	—

一般社団法人三田労働基準協会 役員名簿

役員名	氏 名	所 属 事 業 場 名	役員名	氏 名	所 属 事 業 場 名
会長代表理事	山内啓三郎	日本精米精油(株)	理 事	椿 善和	東京定温冷蔵(株)
副会長理事	柴本 守人	(株)サンリツ	理 事	近江 信郎	(株)小糸製作所
副会長理事	谷 正文	(株)精美堂	理 事	三笠 善勝	日本電気(株)
副会長理事	田丸 大輔	京浜急行電鉄(株)	理 事	橋場 一晃	橋場(株)
副会長理事	柳田 一行	東洋電信電話工業(株)	理 事	米澤 和芳	鹿島建設(株) 東京建築支店
理 事	山田 真子	山田倉庫(株)	理 事	近田 斉満	NEC フィールディング(株)
理 事	吉倉 秀樹	(株)安藤・間	理 事	樋口 勝正	東洋水産(株)
理 事	垣見 俊之	伊藤忠商事(株)	監 事	橋 新治	芝信用金庫
理 事	根津 幸男	総合警備保障(株)	監 事	丸尾 隆児	(株)田町ビル

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事 業 場 名	所 在 地	電 話	業 種
月桂冠(株) 東日本営業部	港区新橋6-14-3	03-6402-2691	酒類の販売業

Safe Work TOKYO 2018

第15回 東京産業安全衛生大会

参加費
無料

日 時：平成30年7月5日（木）

午後1時30分～午後5時00分

場 所：一ツ橋ホール 東京都千代田区一ツ橋2-6-2

第一部：安全衛生表彰

第二部：事例発表

「当事業場の安全衛生活動について（仮題）」

株式会社ゼンショーホールディングス

グループ労政部 マネジャー 河原嘉浩氏

「当事業場の安全衛生活動について（仮題）」

スターバックスコーヒージャパン株式会社

人事部 安全衛生チーム

チームマネージャー 鈴木尚久氏

特別講演

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の概要及び恒設施設整備状況について（仮題）」

東京都オリンピック・パラリンピック事務局

大会施設部 施設整備担当課長 村岡洋次郎氏

主 催：東京労働局

各労働基準監督署（支署）

公益社団法人東京労働基準協会連合会

各地区労働基準協会

※お申込みは、公益社団法人東京労働基準協会連合会のホームページをご覧ください。

ダイバーシティ・女性活躍推進 新任担当者セミナー

～女性活躍推進を効果的に進めるために～

1日ジックリ
集中講座！

新たな組織の立ち上げ、グループ企業での取組み展開、あるいは定期異動等により新たに任命を受けられた新任ご担当者の方を対象としたセミナーを開催いたします。

企業での実効性を重視し、推進者として必要なダイバーシティマネジメント・女性活躍推進の本質意義の理解や多面的な理解に基づき、取組みについて柔軟な発想や対応ができるための考え方や知識の習得を目的としています。

対 象 者 ▶▶▶ 新任担当者、より理解を深めたい既存担当者 等

開催日時 ▶▶▶ 7月26日（木）9:30-16:30（6時間）

参加費 ▶▶▶ 一般：¥27,000 賛助会員：¥21,600（お一人様、消費税込）

会 場 ▶▶▶ 連合会館

（東京都千代田区神田駿河台3-2-11）

定 員 ▶▶▶ 30名

お申込み方法 21世紀職業財団ホームページからお申込みください⇒ <http://www.jiwe.or.jp>



多様な力が活躍する社会に
21世紀職業財団

〔お問合せ先〕

公益財団法人21世紀職業財団

〒113-0033 東京都文京区本郷1-3-3 13
TEL：03-5844-1665 FAX：03-5844-1670

みなとみた 平成30年6月号 平成30年6月15日発行（年6回発行）第22巻第4号通巻第128号

〔編集発行〕一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

〔編集協力〕労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710